

補助事業評価シート

番号	47	章	施策25 人にやさしい道路、交通施設の整備
----	----	---	-----------------------

補助事業名	細街路拡幅整備助成	所管部課	都市計画部 建築調整課	事業開始年度	14 年度
根拠法令(要綱)等	・新宿区細街路拡幅整備条例 ・東京都建築安全条例 ・建築基準法 ・道路法				
19年度決算額 補助率	200,000 円 限度額あり	補助対象団体(者)	細街路拡幅整備事業協力者 (建築主等)		
補助することで達成しようとしている区の目的	幅員4m未満の細街路で区道(99km)私道(125km)を4mに拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。				
団体(者)に対する直接の助成目的	道路後退にかかる建築主等の費用負担が軽減でき、後退が容易となるとともに区道化が促進できます。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 助成金交付申請書 対象部分の関係図書(平面図、立面図、断面図等) その他適用条件を証明する資料(積算資料等)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 完了実績報告書 契約書・領収書等の写し 完了写真 建築検査済証の写し 助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 新宿区細街路拡幅整備条例に基づき、建築主と区が事前協議又は任意の協議を行い、道路後退部分を確定させます。 次に、助成を希望する建築主は、必要な資料を添付し、助成金交付申請書を区に提出します。 区の担当者は、移設するよう壁の形状、構造、費用や測量の内容、擁壁の撤去費、樹木の移植費等を審査し、助成条件に適合する場合は、交付決定を行い、申請者に対して通知します。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 交付申請どおりに、成果が完成したことを審査するため、技術的な面と事務手続きの両面で部内検査を行い、適正に助成を行っています。		
今後の課題	細街路拡幅整備を効果的に促進するための助成要件の緩和及び助成内容の充実が必要です。				
補助金の評価	総合評価(A・B・C・D)とその理由 平成19年度の評価は「B」です。総合評価を「B」とした理由は、当該助成が細街路拡幅整備事業の一環であり、細街路拡幅整備事業が概ね計画どおり事業が進展し、総合評価を「B」と評価していることから、同一の評価を行ったものです。 区と補助対象者との役割分担 区と建築主または拡幅関係者と条例に基づく事前協議または任意協議の手続きが完了した後、補助対象者は、区に当該補助申請を行います。後退用地を寄附する場合は、測量費が対象となり、擁壁、樹木の移設が必要な場合は、道路後退部分にかかる擁壁の除却、移設、及び樹木の移植等が対象となります。 目標の設定 ・測量助成:10件 ・整地助成:8件 ・擁壁の撤去助成:5件 ・樹木の移植助成:1件 代替手段・効率性 建築主及び拡幅関係者の費用負担を軽減し、細街路拡幅整備事業を促進するために必要であり、区が直営で実施するより負担が軽減され効率的です。 目標の達成状況 ・測量助成:2件				
今後の改革方針	細街路拡幅整備事業は、建築動向にあわせて着実に進展していく必要があり、今後も本事業を促進するための助成制度として活用を図っていきます。なお、災害危険度の高い地域では、細街路の拡幅整備がより一層進むよう啓発活動を充実させるとともに、建築主及び拡幅関係者の意向を踏まえ、助成要件の緩和及び助成内容の充実を検討します。				